注１　医療観察訪問看護基本料(I)については、通院対象者（同一建物等居住者を除く。）又はその家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や当該通院対象者にかかる通院対象者通院医学管理を行っている指定通院医療機関の主治医（注２、注３、注５及び注８において「主治医」という。）の指示に基づき、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た訪問看護事業型指定通院医療機関の保健師、看護師又は作業療法士（以下「看護師等」という。）が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注２　医療観察訪問看護基本料(III)については、通院対象者（同一建物等居住者に限る。）又はその家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や主治医の指示に基づき、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注３　医療観察訪問看護基本料(IV)については、別に厚生労働大臣が定める通院対象者に対し、法第104条の処遇に関する実施計画や主治医の指示に基づき、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に、入院中１回に限り算定できる。この場合において、同一日に２に掲げる医療観察訪問看護管理料は算定できない。

注４　注１及び注２に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、看護師等が当該訪問看護事業型指定通院医療機関の他の看護師等、准看護師、看護補助者又は精神保健福祉士と同時に訪問して、看護又は療養上必要な指導を行った場合は、医療観察複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては、週１日を限度として加算する。

イ　看護師等が他の看護師等と同時に医療観察訪問看護を行う場合

⑴　１日に１回の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	400点
③　同一建物内10人以上19人以下	340点
④　同一建物内20人以上49人以下	300点
⑤　同一建物内50人以上	270点

⑵　１日に２回の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	810点
③　同一建物内10人以上19人以下	688点
④　同一建物内20人以上49人以下	607点
⑤　同一建物内50人以上	546点

⑶　１日に３回以上の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	1,300点
③　同一建物内10人以上19人以下	1,105点
④　同一建物内20人以上49人以下	975点
⑤　同一建物内50人以上	877点

注１　医療観察訪問看護基本料(I)については、通院対象者（同一建物居住者を除く。）又はその家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や当該通院対象者にかかる通院対象者通院医学管理を行っている指定通院医療機関の主治医（注２、注４及び注７において「主治医」という。）の指示に基づき、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た訪問看護事業型指定通院医療機関の保健師、看護師又は作業療法士（以下「看護師等」という。）が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注２　医療観察訪問看護基本料(III)については、通院対象者（同一建物居住者に限る。）又はその家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や主治医の指示に基づき、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

（新設）

注３　注１及び注２に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、看護師等が当該訪問看護事業型指定通院医療機関の他の看護師等、准看護師、看護補助者又は精神保健福祉士と同時に訪問して、看護又は療養上必要な指導を行った場合は、医療観察複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては、週１日を限度として加算する。

イ　看護師等が他の看護師等と同時に医療観察訪問看護を行った場合

⑴　１日に１回の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上	400点
（新設）	
（新設）	
（新設）	

⑵　１日に２回の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上	810点
（新設）	
（新設）	
（新設）	

⑶　１日に３回以上の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上	1,300点
（新設）	
（新設）	
（新設）	